

政策体系表

分野	政策	施策	基本事業
1 産業経済	1 就労対策の推進	1 労働環境の充実	1 勤労者福祉支援事業
		2 雇用の促進	1 雇用就労対策事業
		3 起業の支援	1 創業支援事業
	2 商工業の振興	1 企業立地の推進	1 企業誘致事業
			2 商工業事業者の支援
		2 伝統産業振興事業	
		3 秩父みどりが丘工業団地地区センター管理運営事業	
		3 中心市街地の活性化	4 商工業金融支援事業
	1 基本計画の策定事業		
	3 観光産業の振興	1 観光誘客の推進	2 中心市街地活性化事業
			1 観光イベント開催事業
	2 まつり開催事業		
	3 観光施設維持管理・整備事業		
	4 農林水産業の振興	2 観光産業の育成	4 観光客誘客事業
			1 おもてなし観光公社の業務
		1 農業水産業の育成支援	1 農業政策推進事業
			2 農業経営支援事業
			3 農業消費関連事業
			4 浦山地域農林水産業施設管理運営事業
			5 遊休農地対策事業
6 有害鳥獣対策事業			
7 土地改良事業			
8 農道整備事業			
9 農業委員会運営事務			
10 畜産事業			
11 公設地方卸売市場事業			
12 農業交流事業			
2 森林・林業・木材産業の育成と森林保全			1 森林管理道維持事業
	2 森林管理道新設改良事業		
	3 治山事業		
	4 特定分収育林事業		
	5 市営林造林管理事業		
	6 林業振興活動支援事業		
	7 森づくり事業		
	8 森林保全事業		
	9 木材活用推進事業		

分野	政 策	施 策	基本事業
2 医療・福祉・保健	1 地域医療の充実	1 医療体制の整備	1 地域医療対策事業
			2 医師確保対策事業
		2 市立病院の充実	1 大滝国保診療所管理運営事業
			2 市立病院管理事業
			3 市立病院医事事業
		3 国保・保険年金の運営	1 国民健康保険事業
			2 後期高齢者医療事業
			3 国民年金事務
		2 福祉の充実	1 社会福祉の充実
	2 民生委員活動事業		
	3 福祉女性会館管理運営事業		
	4 ふれあいセンター管理運営事業		
	5 特定中国残留邦人等支援給付事業		
	6 災害援護事業		
	7 母子支援事業		
	8 家庭児童相談事業		
	9 生活困窮者支援事業		
	2 高齢者福祉の充実		1 高齢者生活支援ハウス運営事業
			2 高齢者保護措置事業
			3 高齢者生きがいづくり推進事業
			4 介護保険給付事業
			5 地域包括ケアシステム推進事業
			6 地域高齢者福祉推進事業
			7 長寿者祝及び敬老事業
			8 高齢者在宅サービス事業
			9 介護保険施設運営事業
	10 高齢者福祉交流施設事業		
11 高齢者総合相談支援事業			
12 権利擁護事業			
3 障がい者福祉の充実	1 障がい者生活福祉手当等給付事業		
	2 障がい者生活支援事業		
	3 障がい者相談支援援助等事業		
	4 星の子教室事業		
	5 重度心身障害者通所施設事業		
	6 障がい者自立支援事業		
3 保健サービスの充実	1 市民の健康支援	1 健康づくり啓発事業	
		2 健康増進事業	
		3 予防接種事業	
		4 母子保健事業	
		5 疾病予防事業	
		6 保健センター事務事業	
2 健康な長寿社会	2 健康な長寿社会	1 一般介護予防事業	
		2 介護予防・生活支援サービス事業	

分野	政 策	施 策	基本事業	
3 子育て・教育	1 子育ての充実	1 子育て支援体制の推進	1 児童給付事業	
			2 児童手当給付事業	
			3 児童福祉医療費給付事業	
			4 子育て環境支援事業	
			5 子育て家庭交流事業	
			6 奨学金事務事業	
			7 私立幼稚園就園奨励事業	
			8 学校教育振興事務事業	
			9 小学校就学援助事業	
			10 中学校就学援助事業	
			11 子育て学校給食支援事業	
		2 子育て支援環境の充実	1 保育所事業	
			2 保育促進事業	
			3 児童館事業	
			4 放課後児童対策事業	
			5 公立幼稚園管理運営事業	
		2 学校教育の充実	1 教育環境の充実	1 教育委員会運営事業
				2 学校管理運営事業
				3 小中学校施設維持管理事業
				4 小中学校建設事業
				5 事務局学校管理事業（教職員人事・学事事務）
				6 学校給食管理運営事業
	7 学校保健衛生事業			
	8 学校災害保険事業			
	2 教育内容の充実		1 小学校教育振興事業	
			2 中学校教育振興事業	
			3 学校教育推進事業	
			4 教科教育充実事業	
	3 特色ある教育の実施		1 秩父大好き人間育成事業	
			2 各種教育研究・研修事業	
			3 教育相談事業	
			4 地域に応じた学力向上推進モデル事業	
			5 セーフスクール推進事業	
	4 家庭・地域の教育力の向上		1 青少年育成事業	
		2 PTA活動推進事業		
		3 親学推進事業		
	3 生涯教育の充実	1 生涯学習の充実	1 生涯学習推進事業	
			2 公民館事業	
			3 歴史文化伝承館運営事業	
			4 図書館管理運営事業	
5 クラブハウス21運営維持管理事業				
2 歴史文化の活用・支援		1 文化財保護保存事業		
		2 文化財調査事業		
		3 文化財普及事業		
		4 資料館運営事業		
3 芸術文化・スポーツの振興		1 芸術文化創造事業		
		2 市民会館管理運営事業		
		3 芸術文化会館運営事業		
		4 スポーツ振興事業		
		5 スポーツ推進事業		
		6 スポーツ大会開催事業		
		7 体育施設管理運営事業		
		8 体育施設整備事業		
		9 文化体育センター管理運営事業		
		10 温水プール施設管理運営事業		

分野	政 策	施 策	基本事業
4	1 自然環境との共存	1 生物多様性の保全	1 自然保護対策事業（自然保護・鳥獣保護）
			2 生物多様性推進事業
		2 地球環境の保全	1 地球温暖化対策推進事業
			2 再生可能エネルギー推進事業
			3 環境活動推進事業
		2 生活環境の整備	1 ごみ対策の推進
	2 一般廃棄物分別収集関連事業		
	2 生活環境保全対策の推進		1 生活環境対策事業
			2 産業廃棄物・土砂等たい積対策事業
	3 衛生対策の推進		1 衛生対策事業（公衆衛生対策事業含む）
			2 公衆トイレ維持管理事業
			3 火葬場・墓地関連事業
			4 聖地公園事業の推進

分野	政 策	施 策	基本事業		
5	1 安心安全なまちづくり	1 防災力・防犯対策の強化	1 常備消防維持事業（広域負担金）		
			2 消防団運営事業		
			3 消防施設維持管理事業		
			4 災害・危機対応事業		
			5 防災活動支援事業		
			6 防災情報伝達事業		
			7 防災対策事業		
			8 地域防犯対策事業		
		2 安心安全な市民生活	1 交通安全推進事業		
			2 消費者行政事業		
			3 情報格差是正事業		
			4 男女共同参画推進事業		
			5 人権推進事業		
			6 各種相談事業		
	7 人権教育事業				
	2 生活基盤の整備	1 上水道の整備	1 水道営業事業		
			2 水道施設更新事業		
			3 漏水対策事業		
			4 水道施設維持管理委託事業		
			5 水道施設維持管理事業		
		2 汚水処理施設の整備	1 し尿処理事務事業		
			2 下水道事業		
			3 農業集落排水整備事業		
			4 戸別合併処理浄化槽事業		
			5 下水道センター維持管理事業		
			6 みどりが丘工業団地地下水管理事業		
			7 清流園維持管理事業		
			3 地域基盤の整備	1 道路等の整備	1 地域公共交通活性化事業
					2 道路等管理事業（土木一般管理事業含む）
	3 不用道路敷等処分事務				
	4 道路用地等取得事業				
	5 道路維持管理事業				
	6 道路新設・改良事業				
	7 橋りょう改良・維持管理事業				
	8 街路事業				
	9 街路用地等取得事業				
	10 河川維持改修工事				
	11 河川事務事業				
	2 まちなみ・住環境の整備	1 芝桜の丘運営事業			
		2 中心市街地活性化事業			
3 都市計画事業					
4 駅前広場管理事業					
5 都市公園運営事業					
6 スポーツの森プール等運営事業					
7 一般公園運営事業					
8 中町駐車場管理事業					
9 景観形成事業					
10 市営住宅管理事業					
11 市営住宅整備事業					
12 建築開発行政事務事業					

秩父市の個別計画

各分野においては、それぞれ個別の計画を策定しているものがあります。以下は、平成 27 年度現在で、秩父市が策定している（策定予定を含む。）計画です。

【記載例】	
計画名称	計画期間
計画の概要	

なお、計画期間について終期を記載していないものは、その計画に目標年度を盛り込んでいないものです。それらの計画については、例えば 5 年ごとに見直すなど、今後、市としての見直しの方針を定めていきます。

新市まちづくり計画	平成 16 年度～平成 32 年度
<p>合併後の新市の将来ビジョンを示したマスタープランとしての役割を果たすものとして策定した。</p> <p>新市建設の基本方針として、新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項や、新市建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項及び新市の財政計画などを定めた計画である。</p> <p>平成 25 年度に、5 年間の計画期間延長が行われたため、今回の総合振興計画においても、基礎となる計画である。</p>	

1 分野別計画

(1) 産業経済分野

中心市街地活性化基本計画	平成 12 年度～
<p>中心市街地は、経済の構造変化に伴い商業地の活力が失われつつあり、「商業の衰退」「定住人口の減少」等の現象を招き、多くの人を引きつける魅力が少なくなってきた。</p> <p>平成 10 年 5 月にまちづくり三法が成立し、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成 10 年 6 月 3 日法律第 92 号、現在は「中心市街地の活性化に関する法律」）」が施行されたことに伴い、秩父市においても平成 12 年度「秩父市中心市街地活性化基本計画」を策定した。</p> <p>中心市街地活性化の目標に基づき、市街地の形成と特徴を明確にし、具体的な各種施策の整備方針を定めた計画である。</p>	

埼玉県県北ゾーン地域産業活性化基本計画	平成 25 年度～平成 28 年度
<p>産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、産業集積の形成及び活性化のために行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年 5 月 11 日法律第 40 号）」に基づき策定した計画である。</p> <p>自然的、経済的、社会的条件からみて一体となる埼玉県県北 5 市 9 町が当該地域において埼玉県とともに共同して取り組む、産業集積の核となるべき業種及び集中的かつ効果的に講じる施策を定めている。</p>	

創業支援事業計画	平成 26 年度～平成 28 年度
<p>平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略において、民間活力を高め雇用を生み出すため、開業率・廃業率が米国・英国レベルの 10% 台となることを目指すこととされた。この目標達成に向け成立された「産業競争力強化法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 98 号）」に基づき秩父地域 1 市 4 町が共同で策定した計画である。</p> <p>「ちちぶ地域創業サポート窓口」の設置・運営や創業塾の開講などにより、秩父地域での創業を増やす計画で、国では創業支援事業計画の認定を受けた市区町村における創業に対し、重点的な支援を行うこととしている。</p>	

秩父市農業振興地域整備計画書	平成 18 年度～
<p>市町村合併に伴い、農業振興地域と振興計画の統合を行った。計画の内容は統合前のままであるため、今後、基礎調査を行い、それに基づいて計画の見直しを行う予定である。</p> <p>「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）」に基づいて策定された計画で、農用地利用、農業生産基盤の整備開発、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進、農業近代化施設の整備、農業従事者の安定的な就業の促進、生活環境施設の整備についての計画である。</p>	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年度～
<p>市町村の基本的な構想で、「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）」に基づく計画である。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の種類、さらに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と農業経営基盤強化促進事業に関する事項、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項についての計画である。</p>	

秩父市鳥獣被害防止計画	平成 26 年度～平成 28 年度
<p>「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）」に基づき、野生鳥獣による農作物等被害防止の施策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。</p> <p>対象鳥獣の種類、被害防止に係る基本方針、捕獲等に関する事項、捕獲以外の被害防止施策に関する事項等を定め、野生鳥獣による農作物等の被害減少を目的とした総合的な取組を主体的に推進するための計画であり、計画期間としては第 2 期目となる。</p>	

秩父市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	平成 23 年度～
<p>秩父市の市有施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的として平成 23 年 6 月に策定した方針である。</p> <p>この方針に基づき、市で整備する市有施設等における秩父地域産木材の利用に努める。</p>	

秩父市森林整備計画	平成 25 年度～平成 34 年度
<p>市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年ごとに作成する 10 年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めるもので、地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。</p>	

秩父市特定間伐等促進計画	平成 25 年度～平成 32 年度
<p>森林の持つ多面的機能を高め、集中的な間伐等の実施の促進を図るため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年 5 月 16 日法律第 32 号）」に基づく埼玉県の基本方針により、平成 25 年 3 月に策定した計画である。</p>	

ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画	平成 24 年度～
<p>森林を有効活用することで、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目的に、秩父圏域の市・町が行う森林・林業施策の具体的な実行計画として、秩父地域森林林業活性化協議会規約第 3 条(4)に基づいて、秩父圏域の市、町及び国、県の機関、林業関係団体等が参加した秩父地域森林林業活性化協議会が平成 24 年 3 月に策定したものである。</p>	

(2) 医療・福祉・保健分野

健康ちちぶ 21（第 2 次）	平成 26 年度～平成 35 年度
<p>高齢化や生活習慣病の増加など、健康に関する問題は増加傾向にある。それらに対し、「健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）」の制定や「健康日本 21」の策定など、国民が生涯を通じて心身ともに健康でいられる健康づくりが推進されている。</p> <p>本市においても健康づくりに関する諸問題に対して全市的な取組が求められている。そのため、市民と行政とが協働し連携した取組として、本市ならではの健康づくり運動が展開されることを目指し策定した。</p> <p>健康増進法第 8 条第 2 項に規定する「市町村健康増進計画」に位置付け、本市の保健、医療、福祉、教育、環境など健康づくりに関連ある諸計画と整合性を図るための計画である。</p> <p>法律での名称は「市町村健康増進計画」となっているが、本市では、市民に伝わりやすくするため「健康秩父 21（第 2 次）」の名称を採用している。</p>	

秩父市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 26 年度～
<p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号）」は、病原性の高い新型インフルエンザや、同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を実施することを目的とし、国・地方公共団体・指定地方公共機関・事業等の責務、発生時の措置、緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）」等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。</p> <p>これらの国の動き及び 2009 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえて、法の規定に従って旧計画を改定し、平成 26 年 11 月 20 日に新たに「秩父市新型インフルエンザ等対策行動計画」を定めた。</p>	

秩父市立病院中長期計画	平成 21 年度～平成 30 年度
<p>秩父に住む人たちが安心して充実した医療を受けることができるように、秩父市立病院のあるべき姿を考え、計画的にその実現を図ることを目的に中長期的な経営の基本計画として策定したものである。中期計画は平成 25 年度に終了し、平成 30 年度に向け長期計画を推進中である。</p> <p>病院の目指す方向・理念を「安心・安全・満足を地域住民の皆さんに。」とし、①高度医療の追究、②地域連携の推進、③予防医療の推進、④経営健全化・業務の効率化、⑤救急医療の充実、⑥患者サービスの向上等の各種事業を推進している。</p>	

秩父市地域福祉計画	平成 24 年度～平成 28 年度
<p>少子高齢化の進展に伴う高齢者の医療や福祉ニーズの増大、生活様式の変化や価値観の多様化などを背景に、地域における人間関係が希薄化し、地域の相互扶助機能が低下している中で、相互に助け合い、協力して、ともに生きる心豊かな地域社会の実現を目指し策定する。</p> <p>市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域福祉社会の実現を基本理念に、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、「人にやさしい 助け合いのまち ちちぶ」の実現を図るための計画である。</p>	

秩父市障がい者福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度
<p>「障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）」に基づき、すべての市民を対象とした障がい者のための施策全般に関する計画を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）」に基づき策定する支援提供体制確保に関する障がい計画と一体化して策定した。</p> <p>障がいの有無を問わず誰もが互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して生活していける社会を目指し、「助けあい温もりのまち」を基本理念として、障がい者の自立と社会参加の促進を図るための計画である。</p>	

秩父市高齢者福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度
<p>「老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）」に基づき老人福祉事業全般にわたる「市町村老人福祉計画」と、「介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）」に基づき介護保険事業の円滑な運営を図るための「市町村介護保険事業計画」を一体化して策定した計画である。</p> <p>「高齢者の尊厳が保たれ、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち」を基本理念として、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者の暮らしを地域全体で支える仕組みづくりを目指すものである。</p>	

(3) 子育て・教育分野

秩父市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>「秩父市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）」の目的と基本理念を踏まえ、「第 1 次秩父市総合振興計画」の部門別計画として策定した。</p> <p>「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）」に基づき策定した「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン（後期計画）」の内容を包含・継承しており、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、秩父市の未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長するための取り組みを進める計画である。</p>	

秩父市学校創造スーパープラン	毎年度更新
<p>「まちづくりは人づくり」の精神に基づき、学校教育の視点から、秩父市を愛し、学ぶ意欲と思いやりの精神に満ちた、心身ともに健康な人づくりを推進することを目指し、「秩父市学校創造スーパープラン」を策定した。</p> <p>秩父市学校教育の方針「笑顔とあいさつ、思いやりと感動、志高き、秩父大好き人間を育てる」教育を達成するために、今日的な課題への取組や重点事業を体系的にまとめ、本市の教育活動の充実と推進を図っていくための計画である。「秩父ならではの環境学習」をはじめ、体験活動を通じた人づくりを推進するため、各種推進委員会を設置し研究を進めるとともに、研修会を行うなどの計画も盛り込んだ。</p>	

秩父市生涯学習基本計画	平成 19 年度～平成 28 年度
<p>生涯学習の視点から、子どもの成長を地域で支えていくことも含め、生涯を通じた学び合いによる「人づくり・まちづくり」を推進することを目指し、「共育のまち・まなびジョン」を策定した。</p> <p>生涯を通して子どもから高齢者まで、地域で豊かな関わりをもつ中で共に学び共に育ち、生活の中で相互の輝きを高め合う関係を築けるように「共育のまちづくり・ひとづくり」を目指し、「個を育む」「つながりを育む」「秩父大好き子を育む」学びを視点に、市民が共に健やかに成長できる取組を進める計画である。</p>	

秩父市食育推進計画	平成 26 年度～平成 35 年度
<p>近年、健全な食生活が失われつつあり、食をめぐる現状は危機的な状況となっている。このため、一人ひとりが食育に取り組み、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指し、「食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）」により策定された「食育推進基本計画」に基づき、市としての食育推進計画を策定する。</p> <p>家庭や学校、保育所等における食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、また、食品の安全性を確保し理解を深めること、さらに食料自給率を向上させ、伝統ある食文化の継承等を行うための施策を定める計画である。</p> <p>なお本計画は、(2) 保健医療福祉分野の「健康ちちぶ 21（第 2 次）」の第 V 章「食育の推進」として組み入れられ公開している。</p>	

(4) 環境分野

ちちぶ環境基本計画	平成 25 年度～平成 34 年度
<p>ちちぶ定住自立圏構想の枠組みの中で策定した、1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）を対象地域とした計画で、圏域内各市町の「環境基本条例」及び「環境保全条例」に基づいた環境施策を総合的かつ計画的に推進し、望ましい環境像「荒川の清流が 未来につながり だれもがいきいきと安心して暮らせるまち」の実現を目指している。</p> <p>また、この環境像の実現を目指すため、住民、事業者、市町（行政）それぞれが取り組むべき役割を定めており、「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」・「資源活用による循環型の地域づくり」の 2 つの取組を重点的に推進している。</p> <p>ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む計画である。</p>	

第 3 次 秩父市地球温暖化対策実行計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>平成 11 年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 107 号）」により策定したもので、市庁舎をはじめとする全公共施設で、本市の職員及び委託・指定管理者等により実施する事務及び事業の全てを対象とする計画である。</p> <p>また、事業者・消費者の立場から、温室効果ガス排出抑制等、環境保全に向けた行動を率先して実施することにより市民・事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促進することを目的としている。</p> <p>平成 25 年度の温室効果ガス排出量を基準として、平成 31 年度までに「3%削減」することを目標としている。</p>	

柳大橋上下流域荒川清流保全実施計画	平成 25 年度～平成 34 年度
<p>柳大橋上下流域荒川清流保全区域は、秩父市環境保全条例の規定に基づき、「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として指定され、「清流保全実施計画」は平成 16 年度に策定され、平成 25 年 3 月に改訂された。この実施計画は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とし、同区域の美しい自然環境と調和した清流の保全をどのようにしていくかについて、具体的な施策を定めたものである。計画の対象地域は、荒川河川区域に面する別所、久那、影森のうち、清流保全区域に雨水、排水が流入するとされる地域を対象としている。</p> <p>清流保全の基本方針としては、主として貴重な環境要素である水質に着目し、水質保全の目標を定め、その実現に向けて各種の保全施策及び普及・啓発等を計画的に推進するものである。</p>	

(5) 社会基盤分野

秩父市橋梁長寿命化修繕計画	平成 24 年度～平成 35 年度
<p>本市では現在 525 橋の道路橋を管理しており、このうち橋長 15m 以上の車道橋 87 橋ある。87 橋の車道橋の中には、荒川を跨ぐ 100m 以上の長大橋をはじめ、道路利用者にとって重要な橋が数多くあり、市の管理橋梁の主要な部分を占めていることから橋梁点検を実施した。点検結果から建設後 50 年以上が経過した橋を中心に損傷が顕在化している橋が確認された。また、現在損傷がない橋でも、老朽化が進むことによって新たに損傷が発生することも考えられる。</p> <p>今後、適切に維持管理、補修を実施しなければ落橋等の重大事故につながることも懸念されることから橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、損傷に対する修繕計画及び耐震補強計画を立て、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防保全へと転換を図り、適切な維持管理を実施していくことで、維持管理、補修のトータルコスト縮減を図る。</p>	
秩父市道路除雪計画	平成 26 年度～
<p>冬期間の道路交通の確保について、主要幹線道路を中心に効率的な除雪（排雪を含む）及び路面凍結対策を適切に実施し、市民生活の安心・安全と経済活動の確保を図ることを目的とするものである。</p> <p>除雪体制として、地域整備部に除雪対策本部、各総合支所に現地対策本部を設置し、災害対策本部等の関係機関と連携して対策を講ずるほか、計画路線や出動基準、雪置き場等を定めるなど、円滑な除雪作業を行い、道路交通の確保を図るための手順を示す計画である。</p>	
秩父市都市計画マスタープラン	平成 13 年度～平成 32 年度
<p>平成 4 年の「都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）」改正により規定された計画で、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープランである。</p> <p>この計画は、都市計画法に基づき、秩父市の都市計画に関する基本的な方針を定め、地域づくりや都市づくりが目指す将来像を具体的に示し、市民の都市計画に対する理解を深めるものである。</p> <p>また、各種都市計画事業や規制・誘導への協力や参加を容易にするとともに、市の都市計画の運用の根拠となる計画である。</p>	

秩父市緑の基本計画	平成 13 年度～平成 32 年度
<p>緑の基本計画は、平成 6 年の「都市緑地保全法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、現在は「都市緑地法）」の改正に伴い創設されたもので、住民に最も身近な市町村が中長期的な観点に立って策定する、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である。</p> <p>都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全のみならず、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等まで幅広い計画の内容が含まれている。</p> <p>今後展開される緑地の保全及び緑化の計画に係る施策事業に対して、その指針となる計画として位置付けられている。</p> <p>都市計画マスタープランで構築された将来都市構造に基づいて、緑の保全・創出及び緑化の視点から秩父市の緑の将来像を構築し、これを基に緑の拠点・軸を配置し、緑地の配置計画を立案するとともに、実現のための方向性を示す計画である。</p>	

秩父市まちづくり景観計画	平成 20 年度～
<p>まちづくり景観計画は、平成 16 年施行の「景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）」に基づき、地域の特性に応じた街並みや風景を守り育てる施策を主体的に展開するため、平成 17 年に本市が景観行政団体となったことに伴い、市民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、貴重な資源を保全・活用・創造し、次代へ継承していくために策定された計画である。</p> <p>「豊かな森林環境に抱かれ 歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創造する」を基本目標に、景観形成に関する方針や景観形成基準等を示している。</p>	

秩父市本町・中町まちづくり計画	平成 20 年度～
<p>埼玉県が実施する中央通線の街路整備事業に併せ、本地区の魅力を高めるとともに、活気あふれるまちづくりを推進するため、秩父市中央通線本町・中町まちづくり推進協議会により策定された。この計画を具体的に推進するため、秩父市まちづくり景観計画に基づく計画として「秩父市本町・中町景観形成重点地区計画」により重点区域や基準等を示した。</p>	

秩父市中心市街地地区都市再生整備計画	平成 26 年度～平成 28 年度
<p>災害に強く、地域住民が活発に交流活動のできる都市づくりを推進するため、秩父市の防災拠点である市役所本庁舎の建設と併せ、社会資本整備総合交付金を活用し、市民交流の拠点であり避難施設でもある市民会館を早期に建設するとともに、災害に対する備えと市民の防災意識を高める事業を行うための計画である。</p>	

秩父市市営住宅等長寿命化計画	平成 26 年度～平成 35 年度
<p>本市が管理運営する市営住宅等（公営住宅 35 団地・特定公共賃貸住宅 2 団地）に係る現状、課題を整理し、安全で快適な住宅を長期にわたり確保し使用することを目的とする。</p> <p>団地の施設維持管理及び耐久性の向上等を図る計画的な改善計画を定め、団地敷地の有効活用と良質な住宅ストック形成の総合的な計画である。</p>	

秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想	平成 24 年度～平成 28 年度
<p>耐震性能に問題があり、老朽化が著しかった旧秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館の建替えにあたり、災害時の拠点施設であることはもとより、市民サービスの向上、環境への配慮、地域文化の向上、さらに市民の皆さんから親しまれるような「市民を守る『あんしん』、自然環境に『やさしい』施設」となることを目指して、敷地条件、施設の規模・機能・構造、事業費などの概要についてまとめた計画である。</p>	

秩父地域水道事業広域化基本構想	平成 27 年度～平成 77 年度
<p>この構想は、秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の 4 水道事業体における事業統合の「方向性」や「実現方策」を明らかにするためのものである。『安心・安全でおいしい水を供給し続ける水道事業を基本理念』とし、平成 27 年度から平成 77 年度までの 51 年間を対象に、広域化の必要性、有効性について、施設面、財務面、経営面からの検討を行っている。その内容としては、計画的な施設の更新や耐震化の推進、水道料金体系の統一、効率的な施設の統廃合、国からの交付金の有効活用、民間技術を活用した官民連携などを実施し、経営基盤と技術基盤の強化を期待する効果としている。</p>	

秩父地域水道事業広域化基本計画	平成 28 年度～平成 37 年度
<p>この計画は、「広域化基本構想」を基に、当面目指すべき目標を実現するため、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を対象として、主に 3 つの具体的な方策を示すものである。</p> <p>1 つ目の「施設整備計画」では、水源や施設の有効利用、安全・安定給水の維持・向上、施設の維持管理・更新費の低減、災害対策の推進などの検討。</p> <p>2 つ目の「管理体制」では、計画的な事務所の統廃合による業務の効率化及び危機管理体制の充実。</p> <p>3 つ目の「経営」では、取水施設や浄水場などの統廃合による建設改良費の低減や、事業の効率化及び包括業務委託の導入による費用削減などについて、財政収支シミュレーションを行っている。その他、国からの交付金の有効活用など水道広域化による「効果算定」を実施した計画になっている。</p>	

秩父市水道ビジョン	平成 20 年度～平成 32 年度
<p>本市水道事業においても少子高齢化による人口減少、水道施設の老朽化等が課題となっており、平成 17 年 4 月の事業統合後の水道事業の現状と将来見通しを分析・評価することで今後の将来像について目標を持ち、その実現のための具体的な施策や工程を提示するために策定した。</p> <p>このビジョンは「第 1 次秩父市総合振興計画」の水道に関連する基本事業を確実に実施していくため、具体的な実施方策を示すものであり、「秩父市水道事業施設整備基本構想」を基本計画案として、中長期プランとして位置付けている。</p>	

秩父市水道事業施設整備基本構想	平成 16 年度～平成 32 年度
<p>本市の水道施設は、施設の老朽化やバックアップ供給体制の未整備により、災害等の非常時に対する備えが万全とはいえない。これらの課題に迅速に対応し、今後予測される危機を事前に回避すべく、安全かつ安定した合理的供給体制を確立し、市民に信頼される水道を今後共に維持継続するため策定した。</p> <p>バックアップ体制を確立させた安定かつ合理的な最適供給システムの構築と老朽化した施設及び管路の整備更新、さらに、浄水施設の増強や配水池増設、非常用電源設備の整備、塩素ガス使用の危険な滅菌設備の解消を定めた計画である。</p>	

水質検査計画	毎年度更新
<p>水道事業者は毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、水道の需要者が入手しやすい方法で情報提供することが義務づけられている。</p> <p>水質検査計画は、水質検査の適正さや正確さを得るため、水道水源の種類や地域性などを踏まえ、採水場所や検査項目・検査頻度などを定めた計画である。</p>	

水道事業雪害対策計画	平成 26 年度～
<p>平成 26 年 2 月 14 日から 15 日にかけての大雪は、秩父では観測史上最大の 98 cm となる積雪を記録し、車両の運行不能などにより長期にわたり水道施設の運転、維持・管理に多大な影響を及ぼした。今後、このような大雪が頻発する恐れもあることから、大量の降雪に対応するため策定した。</p> <p>ライフラインの機能を確保するため、雪害に対する職員の意識を高め、降雪時に的確な行動をとることができるよう必要な事項を定めた計画である。</p>	

秩父市公共下水道事業基本計画書	平成 21 年度～
<p>下水道基本計画は、「水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）」が改正され放流水質の見直しが必要となった昭和 46 年に当初計画を策定した。その後、昭和 62 年 3 月、平成 9 年 3 月と必要により見直しを行っている。</p> <p>しかし、下水道を取巻く情勢はめまぐるしく変化しており、秩父市においても大きく影響を受けるため、平成 21 年 3 月、上位計画である「荒川流域別下水道整備総合計画」との整合を図り、今後の下水道事業を円滑に推進するための基本事項を見直し、平成 36 年を目標とする基本計画を策定した。</p> <p>下水道施設は、そのほとんどが地下に埋設され、改築・更新することは非常に困難である。このため、下水道基本計画は、一般に 20 年を見越した都市計画に基づいて計画している。</p> <p>基本事項としての、下水道処理区域、計画・設計諸元、処理施設の能力検討等を見直しを行い、経済的かつ効率的な下水道運営を推進する計画である。</p>	

秩父市生活排水処理基本計画	平成 27 年度～
<p>近年、公共事業の効率化が強く求められているが、生活排水処理施設整備についても同様である。公共下水道及び農業集落排水施設の整備については一般に多額の建設投資を要することから、その負担が過大となることは本市の財政を圧迫しかねない状況にある。このような状況から、生活排水処理の各処理方式の特性・効果・経済性を十分検討し、各地域に最も適した処理方法を選択することにより、過大な投資を避け、効率的な整備を図ることを目指した計画を策定した。</p> <p>本計画の検討は、「埼玉県生活排水処理総合基本構想」に準拠して行うもので、平成 14 年 4 月に施行された「埼玉県生活環境保全条例」第 17 条第 2 項に基づき、効率性・経済性を考慮して「生活排水処理基本計画」を見直し、集合処理・個別処理の経済比較を行った結果に基づき計画を策定し、適正な処理施設の整備を促進することを定めた計画である。</p>	

秩父市公共下水道中期ビジョン	平成 27 年度～平成 36 年度
<p>秩父市の公共下水道の経営状況を分析、評価するとともに、永続的に展開される公共下水道事業の安定経営に資するために、秩父市における将来の下水道の方向性や施策を明確にすることを目的に策定した。</p> <p>中期ビジョンの対象期間は（10 年程度）平成 27 年から平成 36 年までとし、長期（20 年～30 年）での持続的な汚水処理システムの構築を目指して策定したものである。</p>	

秩父市公共下水道管路施設長寿命化計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>秩父市公共下水道では、下水道施設の老朽が進み、今後、維持管理費、改築更新費の増大が予想されるこのような中、公共下水道が所管する管路施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、施設の延命化と維持管理や改築事業に要する費用の平準化等による長期的な管理費の抑制を図る必要があるため、予防保全型の設備管理を基本とした下水道施設長寿命化計画に基づき、平成 27 年度～平成 31 年度までの管渠の更新計画「秩父市公共下水道管路施設長寿命化計画」を策定した。</p> <p>更新対象施設の概要は、管渠約 1.5km、マンホール蓋約 170 箇所、マンホールポンプ等となっている。</p>	

社会資本総合整備計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>社会資本総合整備計画は、「秩父市における長寿命化計画（防災・安全）」及び「秩父市における公共下水道未普及解消の推進計画」の 2 つの計画からなる。</p> <p>「秩父市における長寿命化計画（防災・安全）」は、秩父市公共下水道管路施設長寿命化計画に位置付けられた管渠施設等の更新事業計画が反映されている計画であり、この計画に基づき交付金事業を活用し更新事業を進める。</p> <p>「秩父市における公共下水道未普及解消の推進計画」は、下水道認可区域内の未整備管渠等について、交付金対象となる管渠について計画されており、この計画に基づき交付金事業を活用し管渠整備を進める。</p>	

循環型社会形成推進地域計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>循環型社会形成推進地域計画は、「秩父市浄化槽市町村整備推進事業地域」（秩父市公共下水道計画区域及び農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域）において生活排水による河川等の公共用水域の水質保全と環境衛生の向上を図るため、市設置により年間 140 基を目標に浄化槽整備を実施する計画である。</p> <p>本計画に位置付けられた市設置による浄化槽事業は、交付金事業の対象となるため、交付金を活用して事業を推進する。</p>	

秩父市農業集落排水整備計画	平成 8 年度～
<p>一級河川荒川の左岸側の農業振興地域については、公共下水道区域に入ることなく、未整備のままであったため、し尿処理の状況は単独又は合併処理浄化槽・汲み取りにより処理されている。また、雑排水については、用排水路や道路側溝等を通じて河川に排出されており、生産環境・生活環境を悪化させるとともに、河川等の水質汚濁を進行させる原因となっている。このため、平成 7 年度にこの区域を対象に「秩父市農業集落排水整備計画」を策定した。</p> <p>太田上地区・久那地区・別所巴川地区・太田下地区・堀切品沢地区・小柱地区・招木地区・蒔田下地区・下寺尾地区・蒔田地区・中寺尾地区・上寺尾地区の 12 地区の計画処理人口 10,350 人を対象にした計画である。</p> <p>その後、計画変更はないが、平成 22 年別所・巴川処理施設の竣工後、新たな地区の整備は進められていない状況であり、今後の整備計画もない状況である。</p> <p>現在、国は新規の農業集落排水処理施設の整備を進めない方向を示唆しており、今後老朽化が進んだ施設等においては、下水道事業等との事業統合を進める旨の方向性も出されている。</p>	

国民保護に関する秩父市計画	平成 19 年度～
<p>今日の国際社会においては、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっている。</p> <p>また、我が国近海における武装不審船の出現や米国の同時多発テロの発生により、安全保障に対する国民の関心が高まる中で、我が国に対する武力攻撃という最も重大な国家の緊急事態に対処できるように必要な備えをするため、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律事態対処法（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）」が平成 15 年 6 月に、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 102 号。以下「国民保護法」という。）」が平成 16 年 9 月に施行した。</p> <p>「国民保護法」の規定により、国民保護に関する計画の作成が法定されており、県との協議を経て平成 19 年 1 月に秩父市国民保護計画を策定し、その後県の国民保護計画の変更に伴い、平成 22 年 10 月に内容を一部変更した。</p> <p>「国民保護法」の目的は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、市民の避難に関する措置、避難市民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処等の措置について定めることにより、国全体として万全の態勢を整備することである。</p> <p>「国民保護法」の趣旨（目的）を踏まえ、秩父市における市民の避難誘導に関する措置、避難市民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処等の措置について定める計画である。</p>	

秩父市地域防災計画	平成 17 年度～
<p>地域防災計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）」第 42 条の規定により、秩父市防災会議が作成する計画であり、秩父市に係る防災に関し、市及び関係機関が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定される。</p> <p>秩父市では、平成 17 年 4 月 1 日の合併後の平成 19 年 2 月に「秩父市地域防災計画」を策定し、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を教訓として見直された国の「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」の修正に対応するため、平成 24 年 3 月に見直しを行った。</p> <p>その後、国による同法改正、埼玉県の「地震被害想定調査」に伴う「埼玉県地域防災計画」の修正が平成 26 年 3 月に行われた。</p> <p>また、平成 26 年 2 月の関東甲信地方の記録的な豪雪による被害の発生を教訓として、国の同法改正及び「防災基本計画」の修正が平成 26 年 11 月に行われ、埼玉県でも「埼玉県地域防災計画」の修正が平成 26 年 12 月に行われた。</p> <p>秩父市では、平成 26 年 12 月に大雪対策を対象とした「秩父市地域防災計画」の見直しを行い、平成 27 年度に国及び県の上位計画との整合性を図るとともに、県の地震被害想定結果を反映し、更なる防災対策の充実を目指して、計画の見直しを行った。</p> <p>この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。また、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。</p>	

秩父市交通安全計画（第 10 次）	平成 28 年度～平成 32 年度
<p>交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 100 号）」に基づき、昭和 46 年以来、交通事情の動向を踏まえ 5 年毎に策定している。</p> <p>この計画では、道路交通事故の原状把握と交通安全対策の方向性を示すと共に、警察等関係行政機関及び交通安全関連団体と連携しての、具体的に取り組むべき事故防止・交通安全対策を、定めている。</p>	

2 行財政運営

秩父市行政改革大綱	平成 22 年度～
<p>地方公共団体を取り巻く環境はさらなる厳しさを迎え、生き残りをかけた自己改革に積極的に取り組む必要が生じている。このため、秩父市としても、時代の要請を踏まえた行政改革を計画的に遂行するため、本市の状況に即した行政改革大綱を平成 22 年 9 月に策定した。</p> <p>改革を必要とする背景及び目的、さらに改革に向けての基本的考え方とそれらに基づいた重点項目を記述したものである。</p>	

ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（第 2 次）	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>平成 47 年には人口が約 13%と減少するという国の予想を背景に、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを目的に進められた制度が定住自立圏構想である。</p> <p>「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図るため、平成 21 年に秩父地域の 1 市 4 町が協定を締結し、5 か年の事業計画を策定した。</p> <p>現在は、平成 27 年度を初年度とした第 2 次の計画期間となっている。</p>	

秩父市過疎地域自立促進計画	平成 28 年度～平成 32 年度
<p>「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）」第 2 条第 2 項に基づく、過疎地域として公示されていた大滝村を含む平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併後に同法第 33 条第 1 項の適用により秩父市全域がみなし過疎地域となったが、平成 22 年の同法改正に伴い、同法第 33 条第 2 項の適用を受け、旧大滝村地域が過疎地域の対象となる一部過疎地域となった。これに伴い、秩父市過疎地域自立促進計画を策定した。</p> <p>地域の状況を踏まえ、地域の特性を生かしつつ、過疎地域からの自立促進及び地域の活性化を図るために講じる産業振興、交通通信体系の整備、地域間交流の促進など各分野の総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。</p>	

秩父市辺地に係る総合整備計画	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年 4 月 25 日法律第 88 号）」の要件を満たすへんぴな地域について、当該辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備することにより、辺地とその他の地域における住民の生活文化水準の著しい格差を是正することを目的として、同法の要件を満たす 8 つの辺地のうち、吉田地域の 5 つの辺地について、総合整備計画を策定した。</p> <p>林道、電気通信に関する施設、飲用水供給施設及び消防施設の整備など、生活文化水準の著しい格差を是正するための対策を定めた計画である。</p>	

秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針	平成 18 年度～
<p>市民と市とが協働によりまちづくりを進めていくためには、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重しあうことが不可欠である。そのためには、年齢や性別、能力、国籍など、それぞれの特性や違いを越えて、すべての人にとって暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことが求められていることから、行政としてユニバーサルデザインを推進し、施策や事務事業の推進にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく指針として策定した。</p> <p>「こころのユニバーサルデザイン」（情報発信、意識啓発など）、「まちづくりのユニバーサルデザイン」（道路や公共施設の整備など）、「行政サービスのユニバーサルデザイン」（窓口体制の向上など）の 3 つの柱をもとに、ユニバーサルデザイン施策を推進するための計画である。</p>	

秩父市人材育成基本方針	平成 17 年度～
<p>少子・高齢化、地方分権の進展等、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、行政に対するニーズは複雑・多様化している。</p> <p>市民満足度の高い行政を進めていくには、職員一人ひとりが広い視野と市民感覚を持ち、意欲を持って職務に取り組み、持てる能力を最大限に発揮していかなければならず、組織における人材育成と能力開発が秩父市の発展には必要不可欠である。</p> <p>本方針は、「求められる秩父市職員像」を明確にし、職員が自らの意識改革・資質向上に自発的・積極的に取り組むことを促し、また、組織として、管理職の指導・助言による職場研修（OJT）の徹底を図り、活力ある職場環境づくりと職員の能力開発を推進する体制を整備することを目的として策定したものである。</p>	

第 2 次秩父市定員適正化計画	平成 25 年度～平成 32 年度
<p>平成 17 年 4 月の市町村合併により職員数が大幅に増加したため、その適正化を図り、簡素で効率的な行政体制の整備を図ることを目的に、同年 6 月に第 1 次の秩父市定員適正化計画を策定した。期間を平成 25 年度までと定め、事務分担の見直し、組織の統廃合、事務事業の民間委託化等に努めた結果、当初の目標を上回る削減を達成することができた。</p> <p>しかしながら、国が示す指標等との比較では、更なる職員数の削減が求められていることから、期間を平成 33 年度までと定め、第 2 次秩父市定員適正化計画を策定した。事務事業等の見直しを一層進め、人材育成による職員の能力開発を図り効率的な行政運営に努め、引き続き定員適正化を図っていく計画である。</p>	

秩父市次世代育成支援特定事業主行動計画(第 3 期)	平成 27 年度～平成 31 年度
<p>「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）」により、国及び地方公共団体の機関は「特定事業主」として、本計画の策定・公表が義務付けられている。</p> <p>本計画は、職員が安心して仕事と子育てを両立できる良好な職場環境を整備し、次代の社会を担う子どもの健全育成を推進するものである。</p>	

中期財政計画	毎年度更新
<p>公共サービスを安定的に供給するためには、適正な財政規模を維持し、財政基盤の安定化を図ることが不可欠である。本計画では、直近の財政指標や決算状況を反映した財政見通しを示しており、毎年度更新を行っている。この計画を中長期的な財政運営の指針とし、財政健全化を推進するものである。</p>	
財政健全化計画	平成 24 年度～平成 28 年度
<p>本計画は、中期財政計画を補完する具体的な行動指針を示した計画である。財政健全化のために、経常収支比率の目標値を 80%と設定し、目標達成のための具体策を歳入確保と歳出削減の両面から示している。</p>	
秩父市公共施設等総合管理計画	平成 28 年度～平成 57 年度
<p>本計画は、公共施設等の適正配置に向け、本市の取組の基本方針を定めたものである。前半部分で本市の人口推計や公共施設等の現状分析を行い、後半において公共施設等の諸課題に今後どう取り組むかを記述している。</p> <p>現在、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少や人口構成の変化により予想される施設等利用者の多様化するニーズを見据え、公共施設等の統廃合、長寿命化を進めながら財政負担の軽減や平準化を図ることが求められている。総論的な内容ではあるが、今後、個別の施設方針や再配置計画等を検討、策定する際の基となる計画である。</p>	
デュエットプランちちぶ（第 3 次） （秩父市男女共同参画計画）	平成 28 年度～平成 32 年度
<p>私達を取り巻く社会環境は、少子高齢化、高度情報化及び国際化の進展により、著しく変化している。</p> <p>このような中で、男女が対等なパートナーとして社会に参加、参画し、相互理解のもと、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 18 年度に策定した。</p> <p>国・県の動向などを踏まえ、具体的な施策の取組については、概ね 5 年毎に見直しを行う。</p>	
秩父市山村振興計画	平成 17 年度～
<p>「山村振興法（昭和 40 年 5 月 10 日法律第 64 号）」第 7 条第 1 項に基づき振興山村として公示された、浦山、上吉田、大滝の各地域において、同法第 8 条に規定する山村振興計画を策定した。</p> <p>山村振興の基本方針を定めるとともに、交通通信体系の整備をはじめ、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村における人口の著しい減少の防止を図ることで振興山村の活性促進策を定めた計画である。</p>	

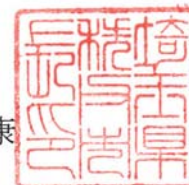
地 政 一 5

平成27年 5月12日

秩父市総合振興計画審議会

会 長 高 野 幸 基 様

秩父市長 久 喜 邦 康



秩父市総合振興計画の策定について（諮問）

秩父市総合振興計画審議会条例（平成17年条例第31号）第2条の規定に基づき、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想について、審査、審議及び調査を求めます。

平成28年 1月27日

秩父市長 久喜邦康様

秩父市総合振興計画審議会
会長 高野幸基



秩父市総合振興計画の策定について（答申）

平成27年5月12日付け地政-5で諮問のありました第2次秩父市総合振興計画の策定について、当審議会では本日を含め8回の審議を重ねてまいりました。

そこで、下記の意見を付して、別添のとおり答申します。

記

- 1 総合振興計画の推進に際しては、秩父市まちづくり基本条例の原則に沿って、市民との情報共有に努め、市民参画と協働を基本として施策を進めていくこと。
- 2 総合振興計画については、毎年度、市民満足度調査の結果を踏まえた施策評価を行うなど、実効性のある進行管理に努めること。

秩父市総合振興計画審議会委員名簿

氏名	備考	
高野 幸基		会長
加藤 尚美		
佐鳥 静夫	社会福祉法人陽明福社会陽明保育園	
町田 はる美		
濱田 悟郎	東京電力株式会社	
逸見 修	秩父市環境市民会議 事務局長	
今井 美行	医療法人社団今井歯科クリニック 理事長	
大野 勝生	埼玉県立秩父農工科学高等学校 校長	
島田 憲一	秩父商工会議所 副会頭	副会長
廣澤 健一	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店 支店長	副会長

総合振興計画調査特別委員会委員名簿

議席番号	氏名	
21	小櫃 市郎	委員長
11	木村 隆彦	副委員長
2	江田 治雄	
3	清野 和彦	
5	赤岩 秀文	
6	黒澤 秀之	
8	大久保 進	
14	落合 芳樹	
15	斎藤 捷栄	
17	山中 進	
19	五野上 茂次	

第2次秩父市総合振興計画策定委員会委員名簿

氏名	備考	
持田 末広	副市長	委員長
新谷 喜之	教育長	副委員長
新井 秀弘	市長室長	
関根 進	総務部長	
福原 隆夫	財務部長	
町田 恵二	環境部長	
横田 好一	市民部長	
岡田 啓介	福祉部長	
多田 みどり	保健医療部長	
江田 和彦	産業観光部長	
原嶋 進	地域整備部長	
井上 雄二	地域整備部参事	
浅見 弘	吉田総合支所長	
山中 正宗	大滝総合支所長	
浜中 紀久夫	荒川総合支所長	
風間 操	市立病院事務局長	
町田 達彌	会計管理者	
高橋 進	水道部長	
高橋 睦	議会事務局長	
関河 喜重	教育委員会事務局長	

第2次秩父市総合振興計画審議会事務局名簿

氏名	備考
新井 秀弘	市長室長
引間 淳夫	地域政策課長
町田 英之	地域政策課主査
熊澤 大輔	地域政策課主事

第 2 次秩父市総合振興計画

発 行 秩父市
〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号
TEL (0494) 22-2211 (代表)
FAX (0494) 24-7272
<http://www.city.chichibu.lg.jp/>
企画・編集 秩父市市長室地域政策課

平成 28 年 3 月発行